

# 要安全確認計画記載建築物の耐震診断結果の公表

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、公表します。

令和7年1月  
富士宮市

## 目次

(1) 公表の目的	.....	1
(2) 診断義務化対象道路	.....	2
(3) 診断義務付けの対象となる建築物	.....	4
(4) 公表一覧表	.....	5
(5) 附表1 耐震診断の方法の名称と安全性の評価	.....	6
(6) 附表2 記号の説明	.....	7

## (1) 公表の目的

防災上特に重要な道路について、沿道建築物が地震によって倒壊することを防止し、緊急車両の通行を確保するとともに、円滑な避難につなげるため、耐震診断を義務付ける道路を定めた。

また、該当する沿道建築物の耐震性を公表することにより、耐震化を促進するほか、防災部局や地域住民等に対して危険性を周知することにより、緊急輸送ルートや避難路の検証等の防災対応につなげる。

(2) 診断義務化対象道路 (平成31年4月1日 静岡県指定)

種別	災害拠点病院	市災害対策本部
拠点名	富士宮市立病院	富士宮市役所
新東 東 名 名	<p>【起点】 富士IC、新富士IC</p> <p>↓ 国道139号線</p> <p>富士宮市小泉地内 (東高前交差点)</p> <p>↓ 富士宮市道西小泉町線</p> <p>富士宮市小泉地内</p> <p>↓ (主)富士富士宮由比線</p> <p>富士宮市弓沢町地内 (市役所北交差点)</p> <p>↓ 富士宮市道東新町田中線</p> <p>富士宮市弓沢町地内 (市役所南交差点)</p> <p>↓ (一)富士富士宮線</p> <p>富士宮市中央町地内</p> <p>↓ 富士宮市道浅間町1号線</p> <p>富士宮市錦町地内</p> <p>↓ 富士宮市道錦町1号線</p> <p>富士宮市錦町地内</p> <p>↓ 富士宮市道2号線</p> <p>【終点】 富士宮市立病院</p>	<p>【起点】 富士IC、新富士IC</p> <p>↓ 国道139号線</p> <p>富士宮市小泉地内 (東高前交差点)</p> <p>↓ 富士宮市道西小泉町線</p> <p>富士宮市小泉地内</p> <p>↓ (主)富士富士宮由比線</p> <p>富士宮市弓沢町地内 (市役所北交差点)</p> <p>↓ 富士宮市道東新町田中線</p> <p>【終点】 富士宮市役所</p>

# 診断義務化対象道路のルート図



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 平30情複 第1217号)  
 この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

— 緊急輸送ルート — PAZ・UPZ内の避難経路 010

### (3) 診断義務付けの対象となる建築物

下記のア～ウの全てに該当するもの

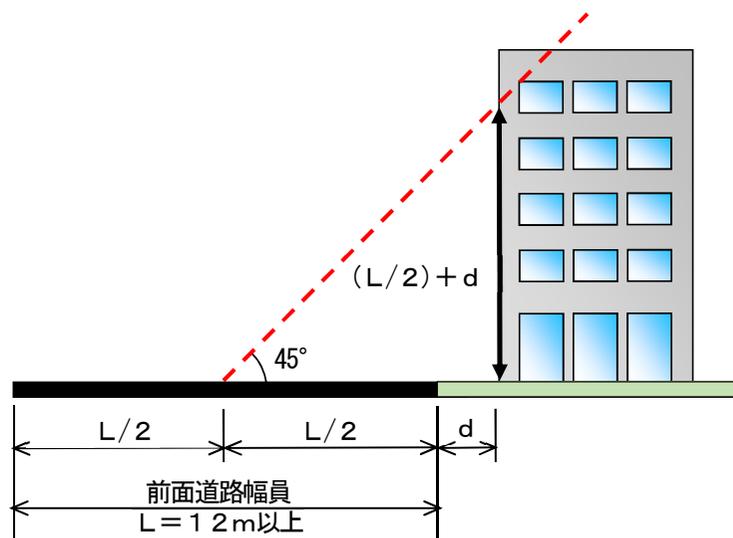
ア 静岡県が指定する道路に敷地が接する建築物

イ 昭和56年5月31日以前に工事に着手した建築物

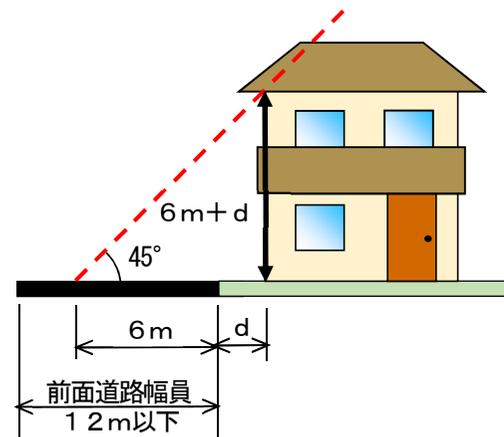
ウ 地震時に倒壊することにより、道路の過半を塞ぐおそれのある建築物（通行障害建築物）

<参考> 道路の過半を塞ぐおそれのある建築物のイメージ

#### ① 前面道路幅員が12mを超える場合



#### ② 前面道路幅員が12m以下の場合



#### (4) 公表一覧表

##### 要安全確認計画記載建築物に係る耐震診断結果

No	前面道路名	建築物の名称	建築物の位置	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	安全性の評価 (Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ)	耐震改修等の予定		備考
								内容	実施時期	
1	一般県道 富士富士宮線	NTT 富士宮ビル	東町 23-13	事務所	2(5-2)	Is/Iso=1.01 CT・SD=0.64	Ⅲ			補強工事実施済。
2	主要地方道 富士富士宮由比線		小泉 1115-5	診療所 併用住宅	2(5-3)	Is/Iso=0.91 CTU・SD=0.69	Ⅱ			旧診療所棟と住宅棟が廊下により接続された建築物で、避難路に面する旧診療所棟は耐震性ありの判定。

※ 以下に示す構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。  
いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

#### 【 安全性の評価 】

- Ⅰ：地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- Ⅱ：地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- Ⅲ：地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字は、(5)附表1「耐震診断の方法の名称と安全性の評価」に示す。

※ 「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」の欄に記載の記号は、(6)附表2「記号の説明」に示す。  
また、Is/Isoに用いるIsoは、一律Z（地域指標）=1.0、U（用途指標）=1.0として算定した。

## (5) 附表1 耐震診断の方法の名称と安全性の評価

※ 耐震診断の方法は、平成18年国土交通省告示第184号において定められており、それらのうちいずれかの方法を用いて診断を実施すればよい。  
 なお、下記方法は、(4)公表一覧表に記載があるものであり、それ以外の方法は記載を省略している。

耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
		I	II	III
		地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い
2(3-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版)	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$
2(5-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_D < 0.15$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.3 \leq C_T \cdot S_D \leq 1.25$
				$1.25 < C_T \cdot S_D$
2(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版、2017年版)	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$

## (6) 附表2 記号の説明

※ 公表一覧表において使用する記号の説明については、以下のとおり。

記号	名称	説明
$I_s$	構造耐震指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>個々の既存建物が保有する耐震性能を数値で表した指標</li> <li>構造図面やコンクリート強度試験結果等をもとに、建物が保有する「強度」と「粘り強さ」、「建物形状のバランス」、「経年劣化」をそれぞれ評価して、構造計算により算定する</li> <li>個々の建設年や構造計画等によって数値は変わる</li> </ul>
$I_{s0}$	構造耐震判定指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物の耐震性能の有無を判定するための指標</li> <li>全国基準では鉄筋コンクリート造や鉄骨造は一般的に0.6</li> </ul>
$C_T \cdot S_D$ $C_{TU} \cdot S_D$	累積強度指標 ( $C_T$ ) 終局限界における累積強度指標 ( $C_{TU}$ ) 形状指標 ( $S_D$ )	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄筋コンクリート造の建物に一定の「強度 (堅さ)」を確保するための指標</li> <li>建物の「粘り強さ」を過剰に評価すると (地震時の倒壊は免れても) 外装材の脱落等が生じる危険性が大きくなるため、それを防止するために、一定の「強度 (堅さ)」を確保</li> </ul>
$V_R$	構造耐震指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>個々の既存建物が保有する耐震性能を数値で表した指標</li> <li>建物が倒壊するまでに吸収し得るエネルギー量の大きさを表した指標</li> </ul>
$V_I$	地震入力指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震により建物に入ってくるエネルギーの大きさを表した指標</li> <li><math>V_R &gt; V_I</math> の場合に、「耐震性あり」と判定される</li> </ul>
$q$	保有水平耐力に係わる指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄骨造の建物に一定の「強度 (堅さ)」を確保するための指標</li> </ul>
$Z$	地震地域係数 (地域指標)	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物が建っている地域における歴史地震の被害程度や地震活動度等に応じて国が定める補正係数 (<math>Z=0.7\sim 1.0</math>)</li> <li>静岡は <math>Z=1.0</math> (県構造設計指針により <math>Z_s=1.2</math> に割り増し)</li> </ul>
$G$	地盤指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>特殊な地盤で地震の揺れが増幅される恐れがある場合、建物に一定の耐震性能を割り増ししておくための補正係数</li> <li>「がけ地」や「局所的な高台」などの場合に割り増し</li> </ul>
$U$	用途指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害拠点や災害時要援護者が利用する建物で、地震後も継続利用の必要がある場合、建物に一定の耐震性能を割り増ししておくための補正係数</li> </ul>
$R_t$	振動特性係数	<ul style="list-style-type: none"> <li>地盤種別ごとに、建物の固有周期に対して、入力地震による建物の層せん断力を低減させる係数</li> </ul>